「混乱」理由に「未納金」徴収ストップ

何らかの圧力があったのか？

税金不納欠損裁判」意見陳述　その2

甲良町税金不納欠損裁判」の第2回期日　公判準備手続き）があり、原告住民側代理人・湯川弁護士が準備書面　被告準備書面に対する反論書）を提出。裁判長は、被告が町税の納付に関わる職務を実行している証拠提出などを指示。次回期日は7月4日に決まりました。

西澤議員の意見陳述の続きを紹介します。

②未納金６０００件データを精査している最中に、精査完了した約２０００件データを、その作業の意味を提案し熟知していると見られる税務課職員が消去したのです。この事件は、今改めて振り返ると断じて曖昧にしてはならない事案でした。犯罪行為と呼んでも過言ではありません。今回の不明朗な不納欠損を招いた一因とも疑えます。にもかかわらず、一部議員は　ケアリスミスだ」とか　２０００件データ削除をいつまでもこだわっている。大げさに取り上げている」と、さも　無視してもかまわない」　削除を追及する議員の方がおかしい」とでも言わんばかりのかばいようでした。

その結果、精査作業が完了したはずにもかかわらず、真の未納」者に催告書すら送付していないことが、今回発覚し、そして大量の不当な不納欠損を生じさせたのです。

③　徴収事務をストップ」

混乱を招く恐れがある」ことを理由に　徴収事務を・・・ストップ」したことが根本的に間違っていたのです。それは①で述べている精査作業　これは行う義務があるもの）そのものを怠ったことに起因します。もっと突っ込んで言えば意図的に精査作業を行わなかった背信行為であり、当初の基本方針を転換し、精査作業を阻止した何らかの力がかかった疑いが濃厚です。大量の未納金を法的に支払義務なきものにした疑いが考えられます。

➡なぜなら、・・・

【次回につづく】

甲良町税金不納欠損裁判　とは？

平成 28 年度、29 年度の決算期に甲良町が合計約 2,569 万円（平成 16 年度から 27 年度にわたる延べ 599 人分の町税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税）を徴収する権利（債権）を放棄した行為は町行政の怠慢にあたり不当・不法だと主張。18 人の町民が野瀬喜久男町長に対し、野瀬氏も含め北川豊昭前町長、大橋久和前副町長らに約 2,569 万円の損害額を補てんすることを求め起こした（平成 31 年 1 月 21 日）裁判。

特別委員会のお知らせ

野瀬町長の選挙資金疑惑を調査する「個人情報流出問題および選挙資金調査特別委員会」が下記の日程で開催されます。

◆5 月 20 日（月）　特別委員会に先立ち 9 時から全員協議会。全協が終了次第開会されます

◆甲良町役場 2 階委員会室

潮流

前例のない10連休が終わりました。リフレッシュできた人、退屈だった人、家族サービスで逆に疲れがたまった人、結局休めなかった人…。さまざまだと思いますが、やはり休みが長すぎて、なかなかエンジンがかかりません。久しぶりの通勤電車には、心なしか気だるさが漂っているようにも感じました▼暦を数えると、今年の祝日は天皇代替わりに伴う日が4日あり、全体で29日に達しています。ちなみに、来年の祝日は18日間となっていますが、諸外国はどうなっているのか、調べてみました▼日本貿易振興機構（ジェトロ）によると、欧米各国の祝日数はおおむね10日程度で、他の地域でも日本より少ない国が大多数です。実は、日本の祝日数は、国際的に見ても多い部類に入っていました▼しかし、その割には「休めている」という実感が少ない。日本の有給休暇取得率は世界でも最低水準の5割前後にとどまっているなど、長時間・過密労働や有給休暇をとらせない違法労働の現状は何ら改善されていないからです▼また、10連休中は役所や病院・学校・保育所といった公的サービスが休止し、「連休中も仕事なのに子どもを預けられない」などの弊害も数多くみられました。学校で授業の遅れを取り戻すため、夏休み短縮の動きもあるなど、今後の弊害も懸念されます▼祝日が増えることを否定するつもりはありませんが、やはり肝心なのは、「休みたいときに安心して休める」社会をつくることです。この連休中、つくづく感じました。（田・5・8）

・「しんぶん赤旗」より

甲　良　民　報

2019年5月12日　758 号

発行責任：日本共産党甲良町議員

連絡：甲良町在士 373（西澤）

Tel：38-4949　Fax：38-2242

ご意見・ご要望をどうぞ。　☆くらし・税金・教育などの相談は　**西澤伸明** 38 - 4949　**丸山光雄** 38 - 3123　**松元たけし** 38 - 3875

◎日本共産党の見解を紹介します。メール　shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp　ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】